

大阪

あーかいぶず

公文書館の周辺散策

北山 英一

公文書館がある住吉区帝塚山は歴史のあるしかも閑静な住宅地域である。すぐ隣には万代池公園があり、昼の休みに散歩がてら歩いてみると、池で鴨が悠然と泳いでいる。その向こうでは亀が水面から顔をひょいとのぞかせたりする。また、池の周囲を婦人が乳母車に子供を乗せて散歩する風景など、実にのどかな思いに駆られる。公文書館にとって文化施設としてすばらしい環境がここにはあると言っても過言ではないだろう。

このようなすばらしい環境をはぐくんでくれている万代池や公文書館のすぐ前を通っている熊野街道に感謝して、これらの由来などについて館所蔵の刊行物の中から簡単に紹介したい。



万代池

万代池は「大阪史蹟辞典」によると、「周囲約七一〇メートル、聖徳太子が池に棲む魔物を鎮めるために曼陀羅経をあげたことからこの名が出たといわれ、『千載和歌集』にある「長居の浦（長居池）」は万代池のことだともいわれる。また、古墳の周濠だったとも考えられ、池中にその名残りか小島が二つある。（中略）池のほとりに忠魂碑、整地記念碑、古池龍王碑が建ち、大正十四年に大阪市に編入されて住吉区住吉町となったことが判る」とある。今から約二百年前に出版された住吉名勝図会にも万代池が描かれており、また、他の刊行物によると、この池は上町台地の浸食谷をせき止めてつくられたものだとわかっており、かつては灌漑池として利用されていた。

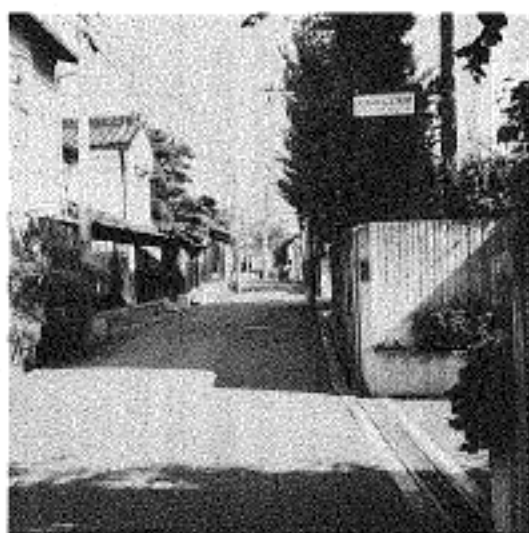
大正時代には帝塚山共楽園という二万坪の敷地の中に今の池やプール、食堂、茶店等があった。住吉界隈の唯一の遊園地として大変賑わっていたらしい。そして昭和十五年、住吉村常盤会により大阪市へ管理をまかされて公園となり、現在では池のまわりに桜の木が植えられ、春には実に美しい花を咲かせている。

熊野街道は「角川日本地名大辞典（大阪府）」によると、「和歌山県熊野本宮への参詣道。平安後期以来、熊野詣での盛行とともに整備された街道で、古代の難波津から大和飛鳥への道や、平安京と南海道を連絡する官道の系譜を部分的に引き継いでいるものと思われる。江戸期には、小栗判官と照手姫の熊野詣での説話が有名となり、小栗街道とも称された。

平成六年十一月
第十五号
大阪府公文書館発行

目次

公文書館の周辺散策……………	1
「大阪府公報」から見た大阪府の行政の歴史……………	2
研修参加の報告……………	5
所蔵刊行物の紹介……………	6
資料の保存状況……………	8



熊野街道

「梁塵秘抄」に「熊野に参らむと思へども、徒歩より参れば道遠し、すぐれて山きびし」とあり、この道路の状態は鎌倉期以降も変わらぬ難路であった」とある。起点は渡辺の津（中央区天満橋京町付近、江戸期には八軒家浜と呼ばれた）で、終点の熊野本宮までの道筋にはいわゆる九十九王子社が熊野権現の末社として設けられ、ひとつひとつはこれらの王子社で熊野権現を遥拝し、また休憩所としても利用したという。

熊野へは民衆だけでなく上皇などの皇族も多く参詣し、「大阪史蹟辞典」によると、「京から本宮まで七十二里、（中略）三山（本宮、新宮、那智大社）巡拝して戻るまで往復百七十里、約三週間を費やしている」。また、参詣の規模は一行数十人から数百人におよんだという。

今、通勤時にわずかではあるが現在の熊野街道を踏み、また万代池の四季にふれるにつ

れ、この環境にふさわしい充実した公文書館になるよう、励まねばと思っている。利用者が公文書館を訪れ、もとめる資料を効率よくさがして、それらを落ち着いた雰囲気の中で調査研究等を行う。こういった施設にふさわしい館内部のハード、ソフト両面の環境づくりは職員や設計業者等の知恵を絞れば、それ相応のものができるだろう。しかし、利用者が公文書館に来るまでの歴史・文化にふれる「雰囲気づくり」をしてくれる自然環境は何物にも代えがたい。

天王寺から出ている阪堺上町線のチンチン電車にゆられて、帝塚山三丁目以降りる。熊野街道を歩きながら公文書館へと入る。そして資料を見て疲れたら、万代池の公園で一休み。実に恵まれた環境がここ帝塚山にある。自然、そして歴史豊かな帝塚山を散策し、また公文書館へも是非、足を運んでいただいて、府の歴史も探求いただければと思う。

【参考資料】

- 「住吉の史跡」（福西 茂編集）
- 「財団法人住吉村常盤会のすがた」（住吉村常盤会）
- 「住吉村誌（住吉村常盤会）」
- 「新修大阪市史」第一、二巻（大阪市）
- 「大阪春秋」第十、五二、五六号（大阪春秋社）
- 「住吉名勝図会」（国書刊行会）
- 「国史大辞典」（吉川弘文館）

（きたやま ひでかず 大阪府公文書館）

『大阪府公報』から見た大阪府の行政の歴史

— 明治期を中心に — 高倉 史人

現在、『大阪府公報』（以下『公報』と略す）は週三回発行され、条例、規則、告示など、大阪府が府民に知らせるべき事項を掲載しています。この『公報』は明治二十一年（一八八八）一月二十九日に第一号が発行され、明治・大正・昭和・平成と時代がかわっても、また、第一次世界大戦や第二次世界大戦などの大きな戦争の間でも、絶え間なく発行されてきました。

ほぼ一〇年以上にわたって発行されてきた『公報』には明治期から現在までの府の行政や制度の変遷、府の行政機関としての意思が明確にあらわれていることから、貴重な行政資料となっています。

また、『公報』は大阪府の姿を反映しているために、その歴史を知る上でも貴重な資料であり、当館において最も利用件数が多い資料でもあります。

ところで、『公報』については、当館発行の『大阪あーかいぶず』第三号（昭和六三年一月発行）、特集号No.2（平成元年一月発行）、第一四号（平成六年三月発行）においてもとりあげていますが、ここでは、明治期（二十一年～四五年）の『公報』を通してあらわれている大阪府の行政の歴史をみてみたいと思います。これを知るために、まず、明治期の『公報』の内容を分類してみます。次に、この分類にもとづいて、明治二〇年代、三〇・四〇年代における大阪府の行政の歴史をみてみたいと思います。

一 『公報』の分類

先ほど述べましたように、『公報』は明治二十一年（一八八八）一月二十九日に第一号が発

行され、そこにおいて『大阪府令第三号 本

府令告示諭ハ自今大阪府公報ト朝日新聞大

阪日報浪華新聞ニ登載スルヲ以テ公布式ト定

ム」と規定されました。この府令第三号によ

りて、府令・告示・諭が『公報』に掲載され

ることになりました。その上、『公報』第一

号には訓令も掲載されていますが、明治二二

年（一八八九）年七月二三日発行の『公報』

第三〇号において『大阪府令第五十五号

本府府令訓令告示諭ハ自今大阪府公報ト大

阪朝日新聞大阪毎日新聞ニ登載スルヲ以テ公

布式トス」と正式に規定されました。さら

に、明治三十三年（一九〇〇）になると彙報

（いほう）という項目が加わります。

このように、明治期では、府令・訓令・告

示・告示・彙報の五項目を『公報』に掲載す

ることによって、大阪府が行政機関としての

意思を府民に周知したのです。これらを分類

すると表1のようになります。

表 1

項目	定義
府令	現在の条例・規則にあたる
訓令	行政機関内部の命令
告示	法令に基づいて公示するもの
告示	府民に対して注意を呼びかけたもの
彙報	懲戒や任免などを公示した職員の懲戒や任免などを公示した

次に『公報』に掲載された府令・訓令・告示・告示が、明治期にどれくらい出されたのか分類したものが表2です。府令や告示を中

心に非常に多数のものが出されたことがわかるとおもいます。

表 2

	府令	訓令	告示	告示
明治20年代	726	476	2154	24
明治30年代	948	421	2367	20
明治40年代	422	137	2411	6

さらに、『公報』に掲載された府令・訓令・告示・告示が財政、農林水産、土木・保健衛生などの項目にどれくらい出されたのか分類したものが表3です。表3によれば、明治期全般を通して『公報』には、農林水産、土木、教育、保健衛生、財政、議会に関する府令・訓令・告示・告示が多く掲載されています。

また、『公報』に掲載された府令・訓令・告示・告示の項目を数の多い順に並べると、明治二〇年代は、農林水産、財政、教育、土木、議会、保健衛生……、明治三〇年代は、農林水産、教育、財政、土木、議会、保健衛生……、明治四〇年代は、農林水産、教育、土木、財政、議会、保健衛生……という順になっております。

内容として、全体的にみると、第一位を占める農林水産では牛疫（牛の伝染病）予防に関するものが多く出され、教育では小学校に関するもの、財政では地方税に関するもの、議会では議員選挙に関するもの、土木では水利組合や河川に関するもの、保健衛生では伝染病予防に関するものが、それぞれ多く出されています。

それでは、これらの中から、教育・土木・保健衛生の項目をとりあげて明治二〇年代、三〇・四〇年代の大阪府の行政の歴史をみてみましょう。

保健衛生の項目をとりあげて明治二〇年代、三〇・四〇年代の大阪府の行政の歴史をみてみましょう。

二 明治二〇年代

(1) 大阪府をとりまく状況

明治二十一年（一八八八）年四月二十五日、市制・町村制（法律第一号）が公布され、翌二十二年四月に施行されました。市制・町村制というのは、市町村に法人格を認め、条例・規則の制定権を与えるとともに、住民の権利義務について規定したものです。大阪府においても、市制・町村制公布の翌二十二年二月二〇日に府令第一六号（『公報』第二五一号）で、同年四月一日から大阪四区および堺区に市制他の町村に町村制を施行するとしました。また、明治二十三年（一八九〇）五月十七日に公布された郡制（法律第三六号）は、大阪府では二十一年（一八九八）六月一日に施行されました。

明治二十七年（一八九四）八月一日、日清戦争が起りましたが、戦後、政府は、鉄道および電信電話の拡充、諸金融機関の整備、土木事業、教育施設の拡張など、いろいろな戦後経営を急速に実行しました。そのため国家財政は、戦前に比べて急激に膨張しました。

政府は、その財源を求めため明治二十九年（一八九六）三月二十八日に営業税法（法律第九三号）を制定して、これまで府県で賦課してきた営業税と雑種税のうち目ぼしいものをすべて国税に編入したようです。

それでもなお国家財政の状態は、戦後経営に巨額の経費を必要としたので、これに対処するため、政府は、教育・土木・保健衛生を中心に各行政分野にわたって数多くの特別法令を公布して、府県や市町村などに委任事務を義務づけたり遂行をはかっていたりしました。

このような政府の方針にしたがって、府県

や市町村の行政は教育・土木・保健衛生に重点がおかれたため、『公報』に掲載される府令・訓令・告示・告諭も教育・土木・保健衛生に関するものが多くなっているように思われます。

それでは、教育・土木・保健衛生についてみましょう。

(2) 教育

小学校を中心述べてみますと、明治三三年(一八九〇)一〇月七日、小学校令の改正(勅令第二二五号)が行われました。

この小学校令の改正によって、第二次世界大戦前の日本の小学校制度の基本構造が確定したのですが、この目的は、明治十九年(一八八六)に公布された「小学校令」の諸規定の不備を補正することと、先ほど述べました市制・町村制などを基軸として成立する地方制度に小学校に関する教育行政事務を適合させることにありました。

また、この小学校令の改正に基づいて、明治三四年(一八九一)年一月一七日に「小学校教則大綱」(文部省令第一号)が出されています。

大阪府では、明治三五年(一八九二)三月一五日発行の『公報』第六七四号において、「大阪府令第九号 明治二十三年勅令第二百十五号小学校令ヲ明治二十五年四月一日ヨリ施行ス」としてあります。そして、同年七月八日発行の『公報』第三二二号において、「大阪府令第四十一号 明治二十四年文部省令第十一号小学校教則大綱ニ基キ小学校教則左ノ通相定」め、学年や授業時間の終始、各教科目の要旨と程度、試験、成績、卒業などを二一条にわたって規定しました。その他、補習科や裁縫専修科の設置に関する府令や訓令なども掲載されています。

(3) 土木

明治一八年(一八八五)と三二年(一八八

九)に淀川が大洪水を起こし、濁流が流域一帯を襲いました。そこで、大阪府だけでなく、流域一帯の府県をあげて根本的な淀川改良運動が展開され、国に対しても陳情・請願が行われました。

また、従来、地方住民の生産上の要請にもとづく不可欠な共同団体として成長してきた水利組合が、明治三三年六月二二日の水利組合条例(法律第四六号)によって、特殊法人として制度化されました。

これらのことが背景となって、『公報』には、淀川改良などの河川に関するものや「大阪府告示第七十一号 大泉郡堅下村二十一ヶ村ニ関スル築留樋組普通水利組合ノ設置ヲ認可シ丹北外五郡長ヲシテ管理セシム」(明治三五年五月二五日、第七〇九号)といった水利組合の設置に関するものが多く掲載されています。

(4) 保健衛生

明治三三年に、明治一〇年代に流行したコレラが再び大流行し、それが三九年まで続きます。このコレラのような伝染病の流行をどう防ぐかということが、大きな課題となりました。

このため、大阪府は、『公報』において、「大阪府令第四十五号 府下虎列拉病漸次発生候ニ付今般当庁内ニ虎列拉病予防本部ヲ置キ便宜同支部ヲ設ケ予防消毒ノ事務ヲ取扱候条該支部設置ノ地ニ於テハ虎列拉病ニ関スル諸届等其所管ノ支部へ差出スヘシ」(明治三三年八月二二日、第七〇九号)といった府令や訓令・告示・告諭を毎年多く掲載することによって、府民に注意を促したのです。

三 明治三〇・四〇年代

(1) 大阪府をとりまく状況

明治三九年(一八九六)から三〇年にかけて公布された獣疫予防法・河川法・砂防法・

伝染病予防法などによって内政の整備が図られました。これらの法令によって府県に委任された事務を遂行するため、府県制をいっそう整備する必要がありました。

そこで、明治三二年(一八九九)三月一六日に新たな府県制(法律第六四号)が公布され、同年七月一日に大阪府において実施されました。これにより大阪府は明文上はっきりとした法人格をもち、公共事務ならびに法律命令により委任された事務を処理する団体となったのです。

明治三七年(一九〇四)二月一〇日に日露戦争が起こりましたが、政府は、戦後の経済の発達に応じて地方の各種の行政や施設を急速に拡充しなければなりません。そして教育、土木、保健衛生やその他にわたり、地方経営の再興と拡張が盛んに行われたのです。したがって、大阪府の行政も二〇年代につづいて、教育、土木、保健衛生に重点がおかれたためか、『公報』においても、それらの項目の府令や告示等が多く掲載されています。

明治四〇年代にはいると、アメリカに起きた恐慌の影響で日本も反動的な恐慌に襲われました。そのため、全国的に小作争議・労働争議が繰り返されました。政府は、この事態に対応するために、明治四一年(一九〇八)から、国民統合を目指す地方改良運動を展開し、明治四四年(一九一一)四月七日には、法律第六八・六九号をもって改正市制・町村制(一〇月一日施行)を公布しました。

この改正市制・町村制は、市町村長の権限を拡大・強化するとともに、国から市町村への事務委任規定を拡充したものです。また、これによって戦前の地方制度の基本構造ができたのです。

それでは、教育・土木・保健衛生についてみましょう。

(2) 教育

日清戦争後の産業の成長にともなって要請された国民教育および実業教育の整備充実のために明治三〇年(一八九七)一〇月九日に師範教育令(勅令第三四六号)、三二年二月六日に中学校令改正(勅令第二八号)、二月七日に実業学校令(勅令第二九号)、さらに、二月八日に高等女学校令(勅令第三一〇号)がそれぞれ公布されました。

これに応じて、明治三二年に菊地侃二知事が教育一〇ヶ年計画を作成し、同年二月二六日の臨時府会で府立中学校、高等女学校の新設を明らかにしました。このため、『公報』では、小学校だけではなく、上級学校に関するものが掲載され、府令・訓令・告示の数が格段と多くなっています。

四〇年代にはいると、四〇年(一九〇七)三月二〇日に小学校令が改正され(勅令第五二号)、小学校の修業年限が四年から六年に延長されました。また、児童数も四一年四月から急増したため、校舎がせまくなるという事態をもたらした。校舎の増改築や新築が行われました。これに応じて四〇年代にはそれに関する府令や告示が『公報』に掲載されています。

(3) 土木

明治三九年(一八九六)四月八日に、河川法(法律第七一號)が公布され、従来の政府直轄事業であった河川の管理と工事の施工が、府県の負担となりました。この河川法は、同年六月一日から適用されましたが、府下では、淀川本流、神崎川、大和川等に適用されました。その上、三一年一月に念願であった淀川改良工事が経費約八二一萬円で着工されました。この工事費のうち総額一九六萬五〇〇〇円を大阪府は負担しましたが、毎年度一九萬円余の支出は府民にとっては相当の負担であったのではないかと思います。その後、

淀川改良工事は明治四二年（一九〇九）六月に完成しました。

このような状況に応じて、『公報』には水利組合の設置をはじめとして河川法や淀川改良工事に関するものが多く掲載されておりま

(4) 保健衛生

明治三〇年（一八九七）四月一日に、伝染病予防法（法律第三六号）が公布され、三三年三月七日には汚物掃除法（法律第三一号）と下水道法（法律第三二号）が公布されました。これらの法によって保健衛生行政の整備がなされましたが、三〇年代にはコレラだけでなくペストも流行し、それらが散発的ながらも四〇年代も続きます。

このため、大阪府は、『公報』の中で保健衛生に関するものを、二〇年代に続いて多く掲載することによって、府民に注意を促しております。

以上のべましたように、明治期の『公報』には農林水産、教育、土木、保健衛生などに関する数多くの府令・訓令・告示・告諭が掲載されています。また、それらは府の行政に則して出されているため、府の行政方針もあらわれているのではないかと思います。

【参考文献】

- ・『大阪府誌』第一編、第四編（思文閣、明治三六年四月、昭和四五年四月復刻）
- ・『大阪府百年史』（大阪府、昭和四三年六月）
- ・『大阪府教育百年史』第一巻概説編（大阪府教育委員会、昭和四八年三月）
- ・『日本近代国家と地方統治』（山中永之佑、敬文堂、平成六年六月）

（たかくら ふみと 大阪府公文書館）

表 3

農林水産	府令	訓令	告示	告諭	商工業	府令	訓令	告示	告諭	軍隊	府令	訓令	告示	告諭
明治20年代	326	25	780	10	明治20年代	31	11	15	4	明治20年代	8	77	84	0
明治30年代	276	41	629	3	明治30年代	39	12	90	2	明治30年代	7	37	91	2
明治40年代	86	19	1082	2	明治40年代	20	3	62	2	明治40年代	1	19	14	0
土木	府令	訓令	告示	告諭	教育	府令	訓令	告示	告諭	議会	府令	訓令	告示	告諭
明治20年代	22	76	191	1	明治20年代	87	45	179	3	明治20年代	0	1	190	0
明治30年代	47	42	210	0	明治30年代	245	96	514	1	明治30年代	10	11	184	0
明治40年代	15	16	253	0	明治40年代	161	28	510	0	明治40年代	6	2	107	0
保健衛生	府令	訓令	告示	告諭	警察	府令	訓令	告示	告諭	役所	府令	訓令	告示	告諭
明治20年代	6	56	123	1	明治20年代	48	19	79	1	明治20年代	21	16	21	0
明治30年代	35	25	130	0	明治30年代	31	10	83	0	明治30年代	21	15	46	0
明治40年代	10	2	77	0	明治40年代	5	6	76	0	明治40年代	9	9	59	0
交通	府令	訓令	告示	告諭	財政	府令	訓令	告示	告諭	その他	府令	訓令	告示	告諭
明治20年代	29	20	58	1	明治20年代	132	105	341	1	明治20年代	16	25	93	2
明治30年代	36	7	70	0	明治30年代	165	62	193	3	明治30年代	36	64	127	9
明治40年代	12	5	35	2	明治40年代	77	7	97	0	明治40年代	20	21	39	0

研修参加の報告

昨年度に前期課程を受講した国立史料館主催の史料管理学研修会(長期研修)の継続で、本年度は後期課程に参加させていただきまし

た。この研修会は、記録史料を取り扱う必要のある機関に従事している者、および史料管理学に強い関心をもつ大学院生等を対象として、講義のテーマは今年度から大幅に再編成され、一週間毎のテーマ設定で関連分野の講義が集中されています。あいにく昨年度からの継続組は私を含めて七名おり、後期課程に履修済の重複講義が集中したことが時間的に少し残念でしたが、補講や見学の設定などでカバーして下さいました。

さて、研修会の内容の全部にわたって御紹介することは字数の限りもありませんが、研修の参加記として、感想も含めて印象に残ったいくつかの点を述べておきたいと思ひます。

まず全体のカリキュラムを見ますと、昨年

平成6年度史料管理学研修会 前期課程内容 (参考)

- ◇前期第1週◇文書館総論
文書館の歴史/現代の文書館とアーキビストの役割/地域社会と文書館/文書館の法律問題/史料の利用と普及活動
- ◇前期第2・3週◇記録史料論
記録史料論総論/情報とコミュニケーション/組織体と記録/古代中世史料論/近世史料論Ⅰ(総論・幕藩寺社の史料)/近世史料論Ⅱ(村の史料)/近世史料論Ⅲ(町の史料)/近現代史料論Ⅰ(行政の史料)/近現代史料論Ⅱ(個人の史料)/近現代史料論Ⅲ(民間の史料)/近現代史料論Ⅳ(司法の史料)/史料論特論
- ◇前期第4週◇研修レポートの指導と作成

<前期課程:1994年7月4日~7月29日>

平成六年度史料管理学研修会
主催/国文学研究資料館史料館
〔長期(後期)課程〕

度までに比べると非常に意味付けの明確になった構成に再編されていると思ひます。週毎にテーマを設定したことで、受講生はあらかじめ全体像の中での今聞いている講義の位置づけを意識することができ、現在はまだ到達点の見えていない日本の史料管理の研究水準というものが、混乱することなく理解できるのではないかと思ひます。ただ「文書館総論」「記録史料論」「記録史料管理論」という流れ上、前期はいわゆる史料論の範囲での講義に終始したのではないかと想像されますが、これは前後期を通して受講するという前提で引き続き後期課程を受講することによって実質的に消化されるのではないでしようか。

講義内容(後期課程)	講師名	講師所属
◆後期第1週◆記録史料管理論(1)-総論及び調査収集論-		
史料管理プログラムの設計	鈴江 英一	史料館教授
史料調査論	渡辺 浩一	史料館助手
記録管理論	作山 宗久	あふれんつ研究所代表
官公庁文書の評価と移管	戸島 昭	山口県立文書館
地域史料の収集と受入	新井 浩文	埼玉県立文書館
埼玉県立文書館における史料管理	白田 勝美	埼玉県立文書館
史料管理学特別講義	馬淵 久夫	作陽短期大学教授・史料館客員教授

後期第一週では記録史料管理論の総論が展開されますが、「管理」という実務的なイメージをとらえ、業務を標準化して定義付けすることの困難さと必要性を同時に感じます。おそらく現状では、記録管理業務というものは多くの機関では似通ったシステムを現行しているようですが、将来的には一定の水準と共通の理念を

踏まえたうえでのガイドラインの提示が「論」としては必要だと思ひますし、そういった標準があればこそ各々の独自性が生きてくるように思えます。

第二週目は「整理記述論」という具体的な目録編成のノウハウの検討ですが、昨年から継続組は重複講義の時間を利用して、前期で受講していない「史料の利用と普及活動(山田哲好)」「近現代史料論Ⅰ(行政の史料)(鈴江英一)」「近現代史料論Ⅱ(民間の史料)(丑木幸男)」の3補講をしていただきました。小集団教育のメリットである相互討議がこの場で活発にでき、印象に残る講義となりました。また、利用につながる普及のための試行を、保存機関はこれからますます力を注がなければならぬということを、具体的処方の検討とともに再認識しました。原史料を保存して護るとい

講義内容(後期課程)	講師名	講師所属
◆後期第2週◆記録史料管理論(2)-整理記述論-		
史料整理と目録編成の理論	安藤 正人	史料館助教授
近世史料の整理と目録編成Ⅰ	大友 一雄	史料館助教授
	安藤 正人	同 助教授
近世史料の整理と目録編成Ⅱ	大友 一雄	史料館助教授
	福田 千鶴	同 助手
近代史料の整理と目録編成	鈴江 英一	史料館教授
文書館とコンピュータ	周防 節雄	神戸商科大学教授
	山田 哲好	同 助教授

とと同時に、様々な層をターゲットとして必要な情報を臨機応変に提供できるためには、検索利用機器をはじめ複製利用や代替化などにおいて最新技術の間接的な導入が今後期待されるところです。こういった新しい技術は日々留まることなく開発されていくもので、将来的な利用上の有効性という点で、いつ導入していくのがそれぞれの目的にとって妥当で

あるのかどうか、判断していかねばなりません。今後ますます新分野への文書館員の関心は不可欠になりそうです。

第三週はモノとしての史料の保存に焦点をあてた講義が設定されました。より実務的な保護業務と、それにかかわる職員が知識として踏まえておかなければならない保存科学の情報は、相互に関連性をもつてくる分野です。理解と計画と実行が相乗効果を持つようには回転できればと思ひます。

以上、各講義の詳細にまでは触れることはできませんでしたが、研修を受けて考えたことをまじえて簡単に御紹介いたしました。最後に一言、この史料館主催の長期研修の今後の発展に期待するとともに、いろいろ御世話を下さいました先生方をはじめ、史料館の皆様にお礼申し上げます。

(金山 正子 大阪府公文書館)

講義内容(後期課程)	講師名	講師所属
◆後期第3週◆記録史料管理論(3)-保存管理論-		
文書館における史料保存活動	青木 睦	史料館助手
史料の保存環境と劣化損傷要因	増田 勝彦 坂本 勇	東京国立文化財研究所 東京修復保存センター代表
	福葉 政満	東京芸術大学美術学部 東京講師
史料の劣化損傷の予防	青木 睦	史料館助手
劣化損傷史料の保存修復Ⅰ	宇佐見直八 宇佐見直秀	柳宇佐見松鶴堂 同上
	田中 保	同上
劣化損傷史料の保存修復Ⅱ	増田 勝彦 後藤 公明	坂本 勇・福葉 政満 大阪ビジュアル・コミュニケーション専門学校校長
マイクロ写真の利用		
文書館の災害対策	小川雄二郎	都市防災研究所

◆後期第4週◆研修レポートの指導と作成

<後期課程:1994年8月29日~9月22日>

近代大阪の歴史的展開	吉川弘文館	昭51
熊取町史 史料編 1	熊取町	平 2
熊取の歴史	熊取町教育委員会	昭61
粉濱村誌	粉濱村誌編纂委員会	昭 2
四條畷市史 1～3	四條畷市役所	昭47～58
島本町史 史料編	島本町役場	昭51
写真集おおさか100年	サンケイ新聞社	昭62
昭和大阪市史 1～8, 続編1～8	大阪市役所	昭26～44
新修大阪市史 1～5, 7, 8	大阪市	昭63～平 6
吹田市史 1～8	吹田市役所	昭49～平 2
吹田の歴史 1～3	吹田市	昭47～50
図説大阪府の歴史	河出書房新社	平 2
住吉区誌：分区十周年記念	住吉区分区十周年記念事業委員会	昭28
住吉村誌	住吉村常盤会	昭 2
摂津市史 本編, 史料編1～4	摂津市役所	昭52～59
泉南市史 史料編, 通史編	泉南市	昭57, 62
泉南市史紀要 2～4, 6	泉南市役所	昭51～53
統 東区史 1～3, 追録, 別巻	大阪市東区史刊行委員会	昭54～56
大東市史	大東市教育委員会	昭48
大東市史 近現代編, 史料編1～2	大東市教育委員会	昭55～平 1
高槻市史 1～2, 4～5	高槻市役所	昭49～59
千早赤阪村誌 資料編, 本文編	千早赤阪村役場	昭51, 55
天王寺村誌 復刻版	新和出版社(天王寺村公会)	昭51
豊中市史 1～2, 4	豊中市役所	昭34～38
豊能町史 史料編, 本文編	豊能町	昭59, 62
富田林市史 1, 4～5	富田林市役所	昭47, 48, 60
浪速区50年のながれ	浪速区制50周年記念事業実行委員会	昭50
難波大阪 全3巻	講談社	昭50
西成郡史	名著出版	昭47
寝屋川市誌	寝屋川市役所	昭41
寝屋川市史 2, 8	寝屋川市	平 3, 5
能勢町史 3～5	能勢町	昭50, 56, 60
羽曳野史 1～5 (羽曳野市史編纂紀要)	羽曳野市史編纂室	昭51～55
羽曳野市史 4～6, 史料編別巻	羽曳野市	昭56～60
阪南町史 上, 下	阪南町役場	昭52, 58
東大阪市史 近代1, 史料編近代1～2	東大阪市	昭48, 57, 63
東大阪のあゆみ：東大阪市制20周年記念	東大阪市	昭62
東大阪の歴史	松籟社	昭58
ひがしなり：区制50年記念	東成区制50周年記念事業実行委員会	昭50
東成郡誌 上, 下	名著出版	昭47
百年の大阪 2～4	浪速社	昭42
藤井寺市史 4～7, 9～10	藤井寺市	昭57～平 5
ふる里守口を訪ねて	守口市市長室広報公聴課	昭54
松原市史 1, 3～5	松原市役所	昭49～60
南区誌 復刻版	新和出版社(大阪市南区役所)	昭52
箕面の歴史年表	地域歴史民俗考古研究会	昭59
美原町史 2, 4	美原町	昭62, 平 5
美原の歴史 2～4	美原町教育委員会	昭51, 53, 55
明治大正大阪市史 1～8	日本評論社	昭 8～10
八尾・柏原の歴史	松籟社	昭59
八尾市史 近代史料編1～3, 本文編, 文化財編	八尾市役所	昭49～58
八尾の史跡	八尾市教育委員会市史編さん室	昭48
八尾の歴史と文化財	八尾市立歴史民俗資料館	昭62
淀川区の過去・現在および未来	大阪市淀川区役所	昭51

所蔵刊行物の紹介

— 大阪府域の歴史関係図書 —

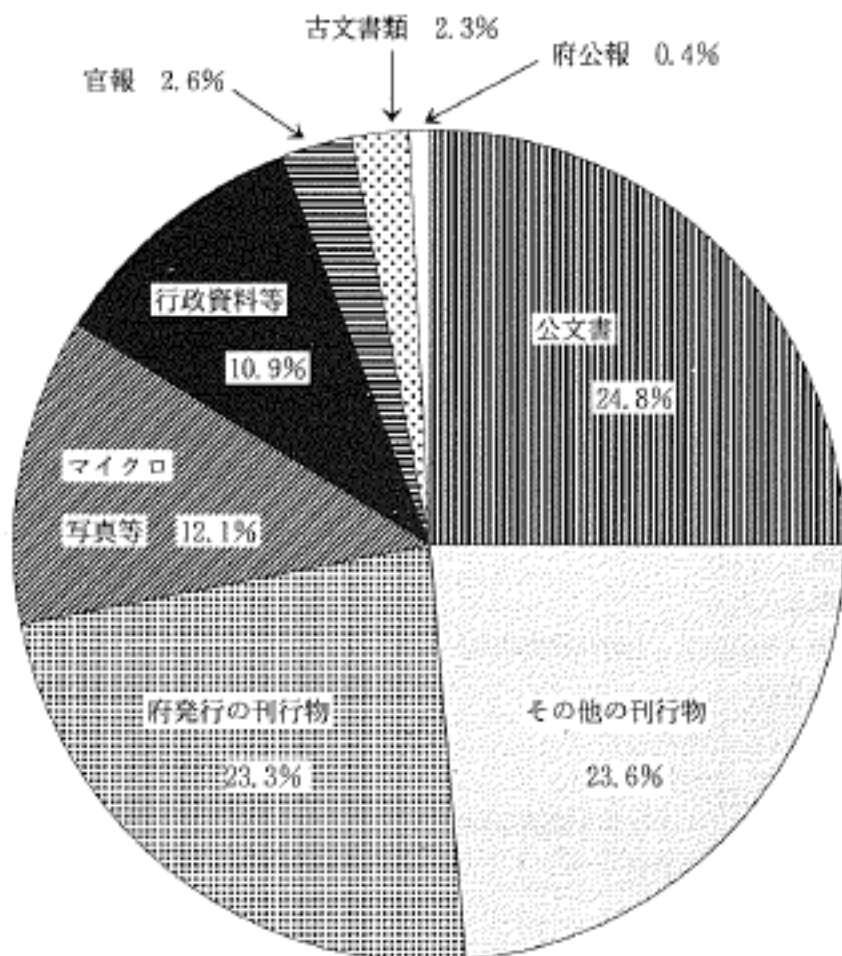
大阪の歴史について興味を持った人が、まず手始めに見る資料にはどのようなものがあるでしょうか。今回は所蔵資料の中で、大阪府域の歴史に関する刊行物（特定分野の歴史を扱ったものは除く）の主だったものをリストアップしてみました。

刊行物名	発行所	発行年
池田市史 史料編 6～7, 9	池田市役所	昭61～平4
池田町史 1	池田町	昭14
泉大津市史 2～4	泉大津市	昭58～63
泉佐野市史	泉佐野市役所	昭33
和泉市史 1～2	和泉市役所	昭55
茨木市史	茨木市役所	昭44
江戸堀誌	江戸堀教育会	大14
大阪	至文堂	昭41
大阪近代史話	東方出版	昭60
大阪古地図集成（大阪建設史夜話）	大阪都市協会	昭55
大阪今昔	鹿島出版会	昭55
大阪今昔：町と人	社会思想社	昭37
大阪春秋 8～74	大阪春秋社	昭50～平6
おおさかタイムトンネル浪速写真館	明興社	昭60
大阪地方の史的研究	巖南堂書店	昭55
大阪の研究 1～4	清文堂出版	昭42～45
大阪の歴史	創元社	昭58
大阪の歴史	山川出版社	昭44
大阪の歴史 5, 7～42	大阪市史料調査会	昭57～平6
大阪の歴史 正・続	大阪府史編集資料室	昭38, 42
大阪の歴史と風土	毎日放送	昭48
大阪百年	毎日新聞社	昭43
大阪百年史	大阪府	昭43
大阪府史 1～7, 別巻	大阪府	昭53～平3
大阪府誌 1～5	思文閣	昭45
大阪府史蹟辞典	清文堂出版	昭61
大阪府全志 1～5, 附図, 索引	清文堂出版（復刻版）	昭60
大阪府の百年	山川出版社	平3
大阪府の歴史散歩 上, 下	山川出版社	昭58
大阪万華鏡	大阪府	昭60
貝塚の歴史と文化	貝塚市教育委員会	平1
柏原市史 1～5	柏原市役所	昭44～57
柏原町史	柏原町史刊行会	昭30
交野市史 交野町略史復刻編	交野市	昭56
交野市史 自然編, 民俗編, 考古編	交野市	昭56～平4
門真市史 1, 2	門真市	昭63, 平4
門真市の史跡	門真青年会議所あすなろ100実行委員会	昭51
門真町史	門真町役場	昭37
河南町誌 復刻版	河南町役場	昭55
河内長野市史 4～10	河内長野市役所	昭47～58
岸和田市史 1, 5～8	岸和田市	昭51～55
旧清水村独立三百三十周年記念誌	茨木市清水村史編さん委員会	昭60
郷土研究上方 1～11	新和出版	昭44～45
近世大阪地域の史的分析	御茶の水書房	昭55
近世の寝屋川	寝屋川市教育委員会	昭57
近代大阪年表 明治元年～昭和57年	日本放送出版協会	昭58

資料の保存状況

資料の種類	資料点数
公文書	20,824
府発行の行政刊行物	19,617
その他の刊行物	19,868
官報(国会会議録を含む)	2,176
府公報	356
行政資料・参考資料	9,111
マイクロフィルム、写真他	10,121
古文書類(川中家文書他)	1,899
合計	83,972

(単位は点)



モッピー

おおさかふれ愛夢づくり なみはや国体

▼お気づきのことかとは思いますが、今回の発行の第十五号より、「大阪あーかいぶず」はA4サイズでの発行となりました。
以前のB5サイズでは、3段組みだったものが、A4になると4段組みになります。それに伴って、内容も今まで以上に充実させていかねばと思う次第でございます。
▼今年の夏は記録的な猛暑で、毎日「暑いですね。」が挨拶がわりになっていました。この暑さのためか、公文書館の庭にあるケヤキの木に集まるセミが例年よりも二週間ほど早く鳴きはじり、その数も多いように思われました。ここにも今年の夏が猛暑であった証があらわれていると思われれます。

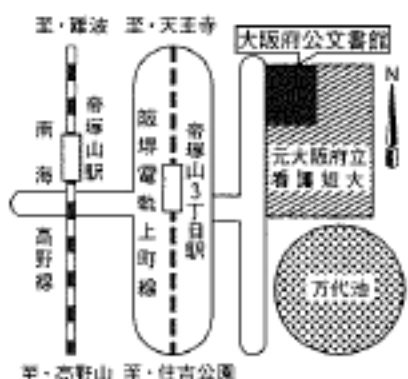
編集後記

||お知らせ||

公文書館では、府に関する歴史的公文書や古文書を、保存しています。寄贈・寄託いただける方はご連絡ください。どうぞよろしくお願ひします。

利用案内

- 閲覧時間
・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時
- 休館日
・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
・年末年始(12月28日～1月4日)
・毎月末日(土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日)



最寄駅 阪堺電軌上町線高塚山駅3丁目 (徒歩3分)
南海高野線高塚山 (徒歩6分)

大阪あーかいぶず 第十五号

平成六年十一月三十日発行
編集発行 大阪府公文書館
大阪市住吉区高塚山東二丁目一四四
電話 〇六一六七五―五五五―
EAX 〇六一六七五―五五五―
印刷 大阪府官印刷所